

山口市地域経済活性化のための団体支援・DX促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国的に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出される中において、商店街事業者や飲食店等で構成される市内中小企業団体（以下「団体」という。）が行う感染症対策への取組、消費喚起活動や集客向上の取組に対して支援を行うことにより、業界全体の事業継続を図ること、また、新型コロナウイルス感染症による社会・経済の変革やアフターコロナを見据えて、業界団体に対してDX（デジタルトランスフォーメーション）を促進することにより、中小企業等の生産性の向上や経営基盤強化を図ることを目的として交付する山口市地域経済活性化のための団体支援・DX促進補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 次のいずれかに該当するものをいう

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体（信用協同組合及び商工組合連合会を除く。）

(2) 事務所等

市内事業者が事業のための専有施設として所有又は賃借している市内に所在する事務所又は店舗のうち、店舗名（屋号）を掲げ、常設的に事業を行っているものをいう。

(3) 取得財産

補助事業により取得し、又は効用が増加した備品、設備等をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象団体」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 別表1に掲げる団体等であること。

(2) 法令等を遵守していること。

(3) 公序良俗に反する事業を営んでいないこと又はそのおそれのない団体であること。

(4) 団体の構成員に、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者がいないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次の各号のいずれかに該当するものであって、地域経済への波及効果が見込まれるものとする。

(1) 事業継続に向けた感染症対策、消費喚起、集客向上等の取組（次号に掲げるものを除く。）

(2) DXを活用した消費喚起活動や集客向上の取組

- (3) D Xを活用したデジタルクーポン券等の発行。ただし、補助対象団体の構成員数や想定される利用者の規模等を踏まえて、経済波及効果が見込まれる事業に限るものとし、プレミアム率は30%以内とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費は、別表2に定める経費のうち、市内事業者（市内に本社又は本店を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主）と契約して行う事業に係る経費とする。ただし、事業の目的の達成に必要なサービスの提供や物品の取扱いを行う市内事業者がない場合はこの限りでない。

- 2 本補助金以外に国、県又は市等の公的支援（補助金等）を受けた経費については対象外とする。

(補助金の額)

第6条 市長は、補助対象団体に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 同一の補助対象団体に対する補助金の交付は2回を上限とする。ただし、第4条第3号の事業に係る補助金の交付は1回に限るものとする。
- 3 補助金の額は補助対象経費に10分の10を乗じて得た額とする。ただし、補助上限額は別表3のとおりとする。
- 4 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助対象団体は、山口市地域経済活性化のための団体支援・D X促進補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 登記事項証明書、定款又は組合等の設立が確認できる書類の写し
- (4) 構成員名簿
- (5) 事業実施の内容や見積書等の金額が分かる資料
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 補助対象団体は、前項の補助金の交付申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助対象期間及び申請期間)

第8条 補助対象期間は令和3年7月1日から令和4年3月15日までとし、補助金の申請期間は令和3年7月1日から令和4年2月28日までとする。

(交付の決定)

第9条 市長は、補助対象団体から第7条の規定による申請があったときは、

その内容を審査の上、適当と認めるときは、山口市地域経済活性化のための団体支援・DX促進補助金交付決定通知書（様式第2号）により、適当と認められない場合は、山口市地域経済活性化のための団体支援・DX促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（補助事業の内容変更）

第10条 前条の規定による交付決定を受けた補助対象団体（以下「交付決定団体」という。）が交付決定の内容を変更しようとする場合は、速やかに、山口市地域経済活性化のための団体支援・DX促進補助金変更承認申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定額の範囲内で各経費区分の20%以内の増減等の軽微な変更を行う場合については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容に条件を付し、又は前条第2項の規定により付した条件を変更することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第11条 交付決定団体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに、山口市地域経済活性化のための団体支援・DX促進補助金中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に申請し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第12条 交付決定団体は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は令和4年3月15日のいずれか早い日までに、山口市地域経済活性化のための団体支援・DX促進補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（別紙3）
- (2) 収支決算書（別紙4）
- (3) 補助事業の経過及び支払を証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 交付決定団体は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金額の確定）

第13条 市長は、交付決定団体から前条に定める実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業の実施結果が、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定団体に対し山口市地域経済活性化のための団体支援・DX促進補助金確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

- 2 市長は、交付決定団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 交付決定団体は、前項の規定により補助金の返還を命じられた場合は、

期限内に返還しなければならない。

(補助金の支払)

第14条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、市長は必要があると認めるときは、第9条の規定による交付決定の金額(第10条に基づく変更承認を行った場合は、変更承認の金額)の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。

2 交付決定団体は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、山口市地域経済活性化のための団体支援・DX促進補助金精算(概算)払請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(取得財産の管理及び処分)

第15条 交付決定団体は、取得財産を、事業実施年度終了日以後3年間、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、山口市地域経済活性化のための団体支援・DX促進補助金に係る財産処分申請書(様式第9号)により、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 交付決定団体は、補助対象事業が完了した後も取得財産を適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その交付決定を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 補助金の申請に偽りその他不正行為があったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が補助金の交付決定を取り消す必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、山口市地域経済活性化のための団体支援・DX促進補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により、当該団体に通知するものとし、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該取消しに係る部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 第13条第3項の規定は、前項の返還について準用する。

(消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 第7条第2項ただし書による交付申請がされたもののうち、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合は、交付決定団体は、山口市地域経済活性化のための団体支援・DX促進補助金に係る消費税及び地方消費税の確定に伴う報告書(様式第11号)により、速やかに、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、期限を定めて、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

3 第13条第3項の規定は、前項の返還について準用する。

(報告及び調査)

第18条 市長は、補助事業の成果等、必要と認める事項について、交付決定団体に対し報告を求め、又は調査することができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第15条から第18条までの規定については、なお効力を有する。

別表1（第3条関係）補助対象団体

団体	団体
山口商工会議所	新町商店街協同組合
山口県央商工会	山口市商店街連合会
徳地商工会	山口料飲組合
山口市本町商店街振興組合	小郡料飲組合
山口道場門前商店街振興組合	阿知須料飲組合
協同組合米屋町振興会	湯田温泉料飲社交組合
中市商店街振興組合	山口旅館組合
大市商店振興会	湯田温泉旅館協同組合
山口駅通商店会	
<p>その他、以下の全てに該当する団体</p> <p>ア 市内に本部又は支部があること。</p> <p>イ 市内で事業を営む中小企業者を中心に構成されていること。</p> <p>ウ 主たる構成員が同一業種又は一定区域内の事業者で構成されていること。</p> <p>エ 原則として、5以上の市内事業者で構成されていること。</p> <p>オ 法人格又は規約を有していること。</p> <p>カ 令和3年4月1日以前に設立し、活動実績を有すること。ただし、市内の同種の業界団体に属しておらず、かつ、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少した事業者で組織した団体であって、市長が特に認めるものについては、令和3年4月2日以降に設立されたものも補助対象とする。</p>	

別表2（第5条関係）補助対象経費

<p>補助対象団体の構成員のうち、市内に事務所等を有する構成員に対して実施する取組に必要な以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報償費、旅費（講師謝金、交通費など） ・ 需用費（消耗品費、印刷製本費など） ・ 備品購入費、設備導入費 ・ 役務費（通信費、広告料など） ・ 委託料 ・ 使用料及び賃借料 ・ その他必要と認める経費 <p>ただし、以下の経費は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交際費、食糧費に該当する経費 ・ 汎用性の高い物品等の購入費 ・ 対象団体の管理運営にかかる経費 ・ その他補助することが適当でないと認められる経費
--

別表3（第6条関係）補助上限額

団体の構成員数	補助上限額
10以下	50万円
11～50	100万円
51～100	200万円
101～150	300万円
151～200	400万円
201～300	500万円
301～400	600万円
401～500	700万円
501以上	1,000万円

※団体の構成員数は、本市に事務所等を有する構成員とする

※DXを活用した取組を行う団体については、上の表の補助上限額の2倍の額を上限額とする。

※DXを活用したデジタルクーポン券等の取組を行う団体については、上の表の補助上限額の5倍の額を上限額とする。ただし、令和3年4月1日以降に同種の事業を実施した団体を除く。